

1. 有料化の対象範囲

(1) 有料化の対象とするごみ

有料化の導入にあたっては、どの分別区分を有料化の対象とするかを検討する必要がある。環境省が平成18年に実施した「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査」によるごみ区分毎の有料化実施状況は下記のとおり。

表 1 - 1

有料化の対象となるごみの区分			該当市町村数
可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	
○	○	○	25
○	○		27
○		○	3
○			8
	○		1

また、本市が平成19年11月に有料化を導入している24市について行ったアンケート調査におけるごみ区分ごとの有料化実施状況は下記のとおり。

表 1 - 2

有料化の対象となるごみの区分			該当市町村数
可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	
○	○	○	6
○	○		13
○			3

- 上記の結果から、可燃ごみと不燃ごみを有料化とする団体が多い。
- 可燃ごみだけを有料化している団体については、ごみを有料化することにより住民の意識改革を期待し、ごみの減量化を期待していると思われる。
- 可燃ごみと不燃ごみだけを有料化している団体については、資源ごみを無料にすることにより、住民の分別意識が高まり、ごみ減量効果を期待していると思われる。
- 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを有料化している団体については総排出量の抑制を期待していると思われる。

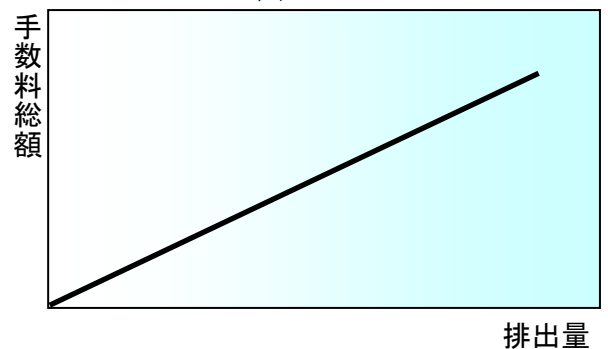
2. 有料化の手法について

(1) 手数料の料金体系

①単純比例型

使用する指定袋の枚数に応じて、1枚目から手数料がかかる仕組み。支払う手数料額は単純に（枚数×手数料単価）計算できる。

図2-1

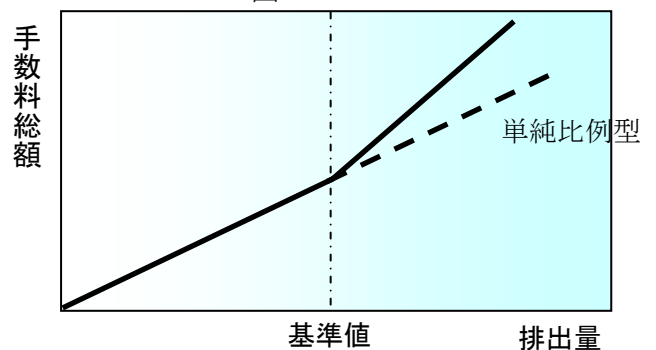


②他段階比例型

使用する指定袋の1枚目から課金が始まり、一定枚数を超えた段階で手数料単価（指定袋1枚あたりの単価）が引き上げられるもの。

住民は、一定枚数以内は袋原価程度の額を負担し。それを超えた場合には、手数料を上乗せした別使用の指定袋を購入することになる。

図2-2

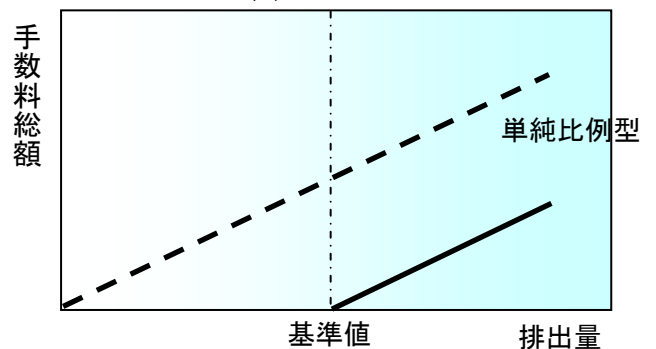


③超過重量型

特定の期間に使える一定枚数の指定袋を無料で配布し、一定枚数を超えた段階で初めて課金が始まるもの。

一定枚数分は市町村が指定袋原価を負担し、一定枚数以上について「単純比例型」を適用するもの。

図2-3



都道府県別市の有料化実施状況 表2-1

都道府県名	全市数	有料化市数			有料化率
		単純比例型	他段階比例型 超過重量型	計	
北海道	35	23	0	23	65.7%
青森県	10	2	0	2	20.0%
岩手県	13	0	0	0	0.0%
秋田県	13	5	0	5	38.5%
宮城県	13	1	0	1	7.7%
山形県	13	9	0	9	69.2%
福島県	12	2	0	2	16.7%
茨城県	32	12	1	13	40.6%
栃木県	14	4	0	4	28.6%
群馬県	12	1	0	1	8.3%
埼玉県	40	3	0	3	7.5%
千葉県	36	12	2	14	38.9%
東京都	49	15	0	15	30.6%
神奈川県	19	1	0	1	5.3%
新潟県	20	12	1	13	65.0%
富山県	10	7	0	7	70.0%
石川県	10	5	1	6	60.0%
福井県	9	2	0	2	22.2%
山梨県	13	3	0	3	23.1%
長野県	19	7	5	12	63.2%
岐阜県	21	12	3	15	71.4%
静岡県	23	3	1	4	17.4%
愛知県	35	6	3	9	25.7%
三重県	14	4	0	4	28.6%
滋賀県	13	3	5	8	61.5%
京都府	14	8	0	8	57.1%
大阪府	33	2	6	8	24.2%
兵庫県	29	11	1	12	41.4%
奈良県	12	6	0	6	50.0%
和歌山県	9	5	1	6	66.7%
鳥取県	4	2	0	2	50.0%
島根県	8	7	0	7	87.5%
岡山県	15	8	1	9	60.0%
広島県	14	3	1	4	28.6%
山口県	13	5	2	7	53.8%
徳島県	8	5	0	5	62.5%
香川県	8	6	0	6	75.0%
愛媛県	11	6	2	8	72.7%
高知県	11	10	0	10	90.9%
福岡県	27	25	1	26	96.3%
佐賀県	10	10	0	10	100.0%
長崎県	13	10	2	12	92.3%
熊本県	14	11	0	11	78.6%
大分県	14	9	0	9	64.3%
宮崎県	9	3	1	4	44.4%
鹿児島県	17	8	0	8	47.1%
沖縄県	11	9	0	9	81.8%
合計	802	323	40	363	45.3%

出典：ごみ有料化 山谷修作著

【各方式の比較】表 2-2

	単純比例型	他段階比例型	超過重量型
負担の公平性の向上	○ ごみ排出量が増えるほど負担が増えるため、公平性が保たれる	○ 基準値以上ではごみ排出量が増えるほど負担が増えるため、公平性が保たれる	△ 基準値以下ではごみの多少による負担に差が出ないため、不公平感は払拭されない
減量効果とインセンティブ	○ ごみ袋 1 枚目から課金されるため、減量効果が得られる。強いインセンティブが働く	○ 一定枚数という基準値を設けることで、排出量を一定量以下に抑えるように誘導できる。より強いインセンティブが働く	△ 排出量を一定量以下に抑えるように誘導できるが、基準値以下では負担が生じないため減量に対するインセンティブは働かなくなる
仕組みの分かりやすさ	○ 簡素で分かり易い	△ 購入する袋が一定枚数内か上回ったものか判断する必要がある。それによって料金が変わるため仕組みは複雑になる	× 一定枚数分は事前に配布され、超えた分は小売店などで販売されるため、複雑になる
行政の経費負担	○ 少ない	△ 仕組みが複雑になるほど負担は大きくなる	× 大きい
行政の事務負担	○ 少ない	△ 仕組みが複雑になるほど負担は大きくなる	× 大きい
その他	有料化を実施している多くの市町村で採用されている	滋賀県守山市で導入されており、大きな減量効果が得られている	

3. 手数料の負担方法について

手数料の徴収方法には、手数料を上乗せした市町村の（１）指定ごみ袋方式、ごみ袋に添付する（２）シール方式が標準的である。徴収方法は手数料の料金体系及び利点などを考慮して定めることが考えられる。（表３－２参照）

（１）指定ごみ袋方式

指定ごみ袋方式とは、ごみを排出する際、行政が定めたごみ袋を使用するものであり、その販売価格にごみ処理手数料が賦課してあるものである。

（２）シール方式

シール方式とは、ごみ処理手数料を賦課してあるシール（証紙）を購入し、ごみを排出する際にごみ袋に添付するものである。

また、これまでの事例をみると、料金体系を単純比例型や他段階比例型とする場合には、市町村の指定ごみ袋を用いる方法が多く、また、指定ごみ袋とシールを併用する場合には、粗大ごみ等の指定ごみ袋に入らないものに対してシールを用いる場合が多い。

指定ごみ袋方式を採用している自治体では、数種類のごみ袋を用意し、容量に応じた料金設定を行っている団体が多い。

シール方式を採用している自治体では、容量に応じたシールを用意している団体は少ない。

【負担方法の割合】表３－１

指定袋方式	シール方式	指定袋・シール併用方式	合計
60	6	15	81

（環境省：自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査より）

【指定ゴミ袋方式とシール方式のメリット・デメリット】表3-2

	指定ゴミ袋方式	シール方式
取り扱いやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ袋は一般的であり、取り扱いは容易である ・まとまると重くなるため、取り扱いにくくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・小さいため取り扱いは容易である。まとまっても取り扱いやすい ・紛失する可能性があることから、注意が必要となる
期待できる減量効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ量を減らせば使用する指定袋の枚数も減らせるため、ある程度のごみ減量インセンティブが働く 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ量を減らせば貼付するシールの枚数も減らせるため、ある程度のごみ減量インセンティブが働く ・定額制を採用している自治体が多く、減量インセンティブが働きにくい。
他の要素への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・有料化の仕組みを決定する他の要素を大きく制約する点はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・シールを貼付するゴミ袋の大きさごとに手数料金額を変える場合には、貼り付けるシールも変える必要がある。この場合、収集する際に容易に確認できるよう、仕組みを工夫しなければならない
行政事務への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋の購入とともに手数料が支払われることになるため、手数料徴収費用は相対的に低くなる ・購入される指定袋の枚数はごみ排出量に応じて変動するので、収入は不安定となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・シールの購入とともに手数料が支払われることになるため、手数料徴収費用が相対的に低くなる ・購入されるシールに枚数はごみ排出量に応じて変動するので、収入は不安定となる
収集作業への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを収集する際に指定袋かどうかを容易に見分けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを収集する際にシールが添付されているかどうかを見分けるのに時間がかかる。
市場への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・すでにごみ袋の市場が存在するため、そこへの影響に配慮する必要がある ・レジ袋の取り扱いを検討する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の市場はないため、影響は少ない ・レジ袋などの利用が可能である
不正のされにくさ	<ul style="list-style-type: none"> ・シールに比べると、偽造されにくいですが、簡易な袋では容易に偽造できるため、偽造防止対策が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易なシールでは容易に偽造できるため、偽造防止対策が必要である
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースできないため、ごみとして処理されることになる ・犬、猫などが袋を引き裂き、ごみを散乱させる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋に比べると、ごみとして処理される量は少なくすむ ・犬、猫などが袋を引き裂き、ごみを散乱させる可能性がある ・添付されたシールを剥がして、悪用されやすい。